

8 東彼杵町条例第 7 号

東彼杵町介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

### 東彼杵町介護保険条例の一部を改正する条例

東彼杵町介護保険条例（平成12年条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p data-bbox="250 381 342 413">附 則</p> <p data-bbox="210 432 972 464"><u>（令和8年度における前年度非課税者に係る保険料の減免）</u></p> <p data-bbox="168 483 1104 1074"><u>第10条 第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに令和7年度及び令和8年度の各年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者で令附則第25条の規定により令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されているものとみなされることとなるもの（以下「みなし課税者」という。）がいる場合であって、そのみなされることにより当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（第2条第1項各号に掲げる区分をいう。以下同じ。）が、当該みなし課税者に令附則第25条の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（次項において「令附則第25条非適用保険料段階」という。）よりも保険料率の高い保険料段階に決定されるときは、当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料を減免する。</u></p> <p data-bbox="168 1093 1104 1217"><u>2 前項の規定による減免後の令和8年度分の保険料の額は、令附則第25条非適用保険料段階の保険料率により算定した保険料の額とする。</u></p> <p data-bbox="168 1236 1104 1313"><u>3 第1項の規定による保険料の減免については、保険料の納付義務者の申請を要しない。</u></p>	<p data-bbox="1220 381 1312 413">附 則</p> <p data-bbox="1151 432 1234 464">〔新設〕</p>

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。